

奥多摩町と住宅金融支援機構が連携し 子育て世帯の住宅取得を応援



【フラット35】 子育て支援型



当初5年間の
借入金利 年 **0.25%** 引下げ

【フラット35】S との併用で
当初5年間 年 **0.5%** 引下げ

【フラット35】子育て支援型は、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とセットで、【フラット35】の当初5年間の借入金利を引き下げる制度です。



○ 助成制度のご相談は **奥多摩町**
子育て支援・定住応援総合窓口
若者定住推進課

0428-83-2310



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

<フラット35サイト> www.flat35.com



奥多摩町



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

【フラット35】の金利引下げ対象となる 奥多摩町の子育て世帯への助成制度

お問い合わせ先

奥多摩町の助成金交付等が終了した場合、申請書の受付を終了します。詳細は奥多摩町にお問い合わせください。

奥多摩町移住・定住応援補助金
交付事業



奥多摩町
子育て支援・定住応援総合窓口
若者定住推進課
TEL 0428-83-2310

【フラット35】子育て支援型

お問い合わせ先



住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
ハロー フラット35
0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。)

<注意事項>●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けることが必要です。このほか、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、借換融資には利用できません。

●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Aプラン)と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Bプラン)があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。▲外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。